

継続検査を受検される整備事業者の皆様へ

自動車の定期点検整備の確実な実施は、自動車の安全確保・環境保全を図る上で、検査制度と並んで重要かつ基本的なものです。

しかしながら、必ずしも定期点検整備が確実に実施されていない面もあり、保守管理に起因する車両故障・事故等が依然として散見されている状況です。

このため、今般、定期点検整備の励行を図るため、自動車検査証備考欄に継続検査時における定期点検整備の実施状況等を記載し、自動車使用者にお知らせすることとしました。

認証工場の皆様には、確実な自動車検査証備考欄記載の実施に当たり、自動車検査証返付窓口への点検整備記録簿の提示をお願いするとともに、「認証整備工場による継続検査受検」を確認する必要があることから、OCRシートの受検者欄に認証番号の記載をお願いします。

なお、点検整備記録簿の提示がなかった場合には、定期点検整備の実施が確認できることから「点検整備記録簿記載なし」として取扱わせていただきます。

記載案

受検種別	受検形態	検査時の点検整備実施状況
指定整備車	指定整備工場	※1 点検整備記録簿記載あり
持込検査車	認証整備工場	※2 点検整備記録簿記載なし 又は
	使用者	※3 点検整備記録簿記載あり
	その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）	

※1：指定整備工場における定期点検整備の実施を表す。

※2：継続検査に際し、定期点検整備時期ではない等の理由から定期点検整備を実施せず
に受検したものを表す。

※3：継続検査に際し、定期点検整備を実施した後に受検したものを表す。

【実施時期】平成26年2月17日

関東運輸局山梨運輸支局長

点検整備記録簿の提示に関するお知らせ

平成26年2月17日から、自動車検査証備考欄に継続検査時における定期点検整備の実施状況等を記載する予定です。

継続検査時の定期点検整備の実施状況の確認方法

○ 指定整備車

保安基準適合証の提出にて確認

○ 持込検査車（認証整備工場及びユーザー等）

点検整備記録簿の提示にて確認

※車両を持ち込んで継続検査を受検される方は、点検整備記録簿の提示をお願いします。

なお、継続検査時において、事前に定期点検整備を実施したことが確認できない場合には、「点検整備記録簿記載なし」と取り扱われることとなりますので、ご承知おき願います。

自動車検査証備考欄の記載内容

受検種別	受検形態	検査時の点検整備実施状況
指定整備車	指定整備工場	点検整備記録簿記載あり
	認証整備工場	※1 点検整備記録簿記載なし 又は 点検整備記録簿記載あり
	使用者	
	その他 (使用者以外の者により 受検が代行された場合)	

※1：継続検査時において、事前に定期点検整備を実施したことが確認できないものを示します。

持ち込み検査を受検される方へ

平素は当協会の業務に対しましてご協力を
頂きありがとうございます。

さて、今年度も繁忙期をむかえるにあたり、
構内の混雑が予想されるところです。

つきましては、混雑緩和のため対策として
今年度は原則として、ラウンド変更（検査受
付時間の変更）は受付いたしませんのでご了
承願います。

なお、当日の予約台数枠を超えた場合には
5Rを設定しますので、ご理解ご協力の程よ
ろしくお願ひいたします。

受付開始：15時50分～

検査開始：16時15分～

注）予約されたラウンド以外で検査コースへ
入場頂きましたも、検査は実施いたしません
(通過して頂きます)また、検査以外の名義
変更や返納申請等は通常通り 16時までとな
りますのでご注意ください。

